

王子労基署からのお知らせ

(令和8年2月)



✓ 憂ただしい年度末を「ゼロ災害」で乗り切りましょう！

●令和7年における東京都内の労働災害発生状況 (令和7年12月末現在)

死亡災害 33人

・・・前年同期比4人の増加

うち墜落・転落 10人(同2人の増加)

休業4日以上の死傷災害 9,789人

・・・前年同期比3.2%の減少

●年度末は慌ただしい時期であり、労働災害の増加が懸念されることから、3月までの年度末を「ゼロ災」で乗り切りましょう！

●事業場における参考に自主的な取組をお願いします。

4S活動(整理・整頓・清潔・清掃)

安全総点検

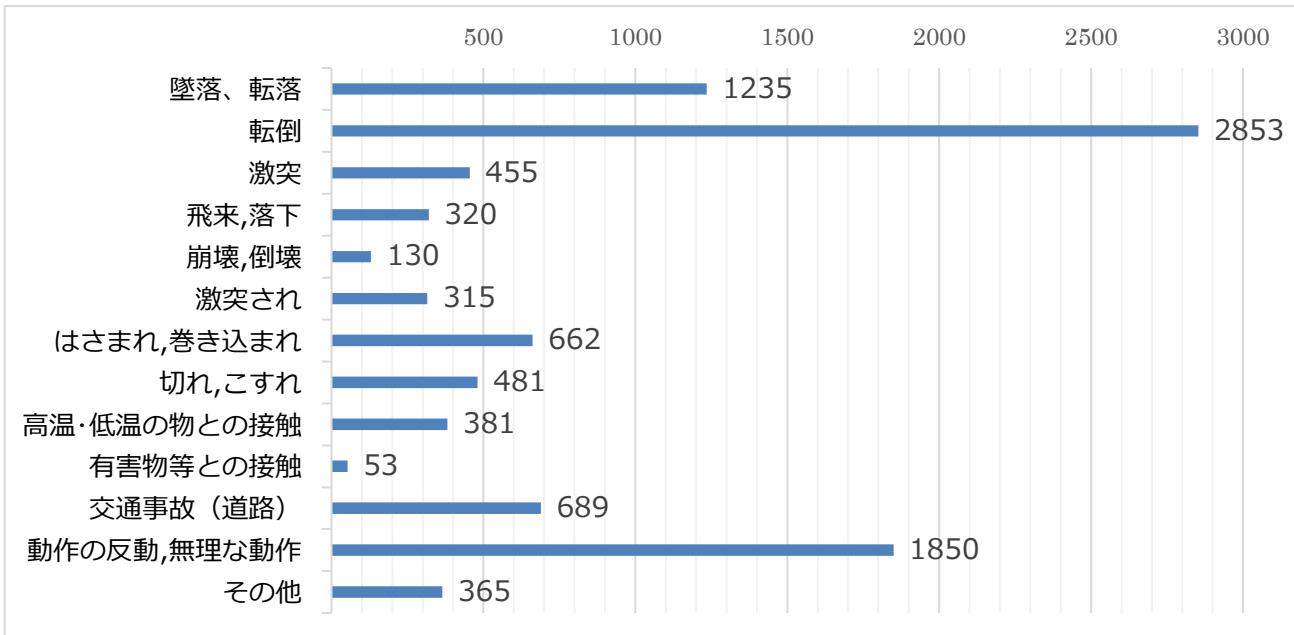
経営トップによるパトロール

年度末安全大会の開催

などを集中的に推進する

経営トップ、各管理者、労働者の全員参加により「安全宣言」活動を行い、宣言に基づく取組を事業場一丸となって推進する

●事故の型別にみると、東京都内の休業4日以上の死傷災害のうち、最も件数が多いのは、転倒の2,853件(29.1%)で、動作の反動、無理な動作が1,850件(18.9%)、墜落、転落が1,235件(12.6%)の順となっています。



✓ 「カスタマーハラスメント」・「就活セクハラ」対策が義務化されます。



カスタマーハラスメント



就活セクハラ

労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメントを防止するするために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！



詳細は東京労働局ホームページをご確認ください

令和8年1月作成



男女雇用機会均等法の改正により、求職者等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

詳細は東京労働局ホームページをご確認ください

令和8年1月作成



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課
電話 03-3512-1611

✓ 東京労働局情報

2月は「化学物質管理強調月間」です(期間:2月1日~28日)。 ～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に毎年2月に実施することとしており、今年度は2回目の実施となります。この機会に、職場で取り扱っている化学物質を把握し、化学物質の安全データシート(SDS)等により危険有害性等の確認をお願いします。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_kagaku_00001.html